

高 圧 ガ ス 保 安 協 会 定 款

昭和 38 年 11 月 26 日 制 定

令和 5 年 3 月 29 日 最終改正

高圧ガス保安協会

目 次

第 1 章	総 則（第 1 条－第 3 条）
第 2 章	会 員（第 4 条－第 9 条）
第 3 章	役 員（第 10 条－第 18 条）
第 4 章	役員会（第 19 条－第 21 条）
第 5 章	評議員会及び評議員（第 22 条－第 27 条）
第 6 章	技術委員会及び技術委員（第 28 条－第 30 条）
第 6 章の 2	規格委員会及び規格委員（第 30 条の 2－第 30 条の 4）
第 7 章	顧問及び参与（第 31 条・第 32 条）
第 8 章	職 員（第 33 条）
第 9 章	業 務（第 34 条・第 35 条）
第 10 章	会 計（第 36 条－第 43 条）
第 11 章	雑 則（第 44 条－第 47 条）
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本協会は、高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進と高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究、指導及び検査等の業務を総合的に実施することを目的とする。

(設立の根拠及び名称)

第2条 本協会は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）により設立し、高圧ガス保安協会（英文名 THE HIGH PRESSURE GAS SAFETY INSTITUTE OF JAPAN）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 本協会は、必要な地に支部又は出張所を置くことができる。

第2章 会 員

(資 格)

第4条 次の各号に掲げる者は、本協会の会員となることができる。

1. 高圧ガスの製造の事業を行う者
2. 法第20条第1項ただし書の指定完成検査機関
3. 法第35条第1項第1号の指定保安検査機関
- 3の2.** 法第59条の検査組織等調査機関
4. 高圧ガスの販売の事業を行う者
- 4の2.** 法第22条第1項第1号の指定輸入検査機関
5. 特定高圧ガス消費者又は高圧ガスを業務上消費する者
6. 容器製造業者及び容器の附属品の製造の事業を行う者
7. 法第44条第1項の指定容器検査機関及び第49条第1項の容器検査所の登録を受けた者
8. 高圧ガスの製造又は消費のための設備の製造の事業を行う者
9. 法第56条の3第1項の指定特定設備検査機関

10. 法第 56 条の 7 第 1 項の指定設備認定機関
11. 法第 31 条第 3 項の指定講習機関及び第 31 条の 2 第 1 項の指定試験機関
12. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 2 条第 7 項に規定する液化石油ガス器具等の製造又は販売の事業を行う者及び第 55 条第 1 項の国内登録検査機関
13. 液化石油ガス法第 27 条第 2 項の保安機関
14. 液化石油ガス法第 38 条の 6 第 1 項の指定試験機関及び第 38 条の 9 第 1 項の経済産業大臣が指定する者
15. 容器又は高圧ガスの製造若しくは消費のための設備の原材料の製造の事業を行う者
16. 高圧ガスの製造又は消費のための設備の設置の事業を行う者
17. 高圧ガスの原料ガスの製造の事業を行う者
18. 前各号に掲げる者の団体
19. 高圧ガスの保安に関する技術的な事項について専門的な知識を有する者
20. その他本協会の目的及び趣旨に賛同して会員になろうとする者であって、評議員会が会員たるにふさわしいと認めた者

（加 入）

第 5 条 本協会に加入しようとする者は、加入申込書を会長に提出しなければならない。

2 本協会は、会員たる資格を有する者が本協会に加入しようとするときは、正当な事由がないのに、その加入を拒んではならない。

（脱 退）

第 6 条 会員は、いつでも、会長に届け出て、本協会を脱退することができる。

2 会員は、次の各号に掲げる事由によって脱退する。

1. 会員たる資格の喪失
2. 死亡又は解散
3. 除名

(除 名)

第7条 本協会は、次の各号の1に該当する会員を評議員会の議決によって除名することができる。

1. 本協会の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員
2. 会費の納入を怠った会員

2 本協会は、前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名は、除名された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(会 費)

第8条 会員は、所定の納期までに会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(負 担 金)

第9条 本協会は、特定の業務に要する費用の全部又は一部を当該業務に係るある会員の負担とすることが適当であると認められるときは、評議員会の議決を経て、当該会員から負担金を徴収することができる。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 本協会に、役員として、会長1人、副会長1人、理事12人以内及び監事1人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第11条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長が定めるところにより、会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行う。

3 理事は、会長が定めるところにより、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその業務を行う。

- 4 非常勤の理事は、役員会を通じて本協会の業務の執行に参画する。
- 5 監事は、本協会の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

(役員を選任及び任期)

第 12 条 会長及び監事（以下「会長等」という。）は、評議員会の議決を経て、役員会において選任する。

- 2 副会長及び理事は、会長が任命する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第 13 条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第 14 条 役員会は、会長等が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

- 2 役員会は、会長等が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長等に職務上の業務違反その他会長等たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任しなければならない。
- 3 役員会は、前2項に定める場合のほか、法第 59 条の 17 第 2 項の命令に従って、当該命令に係る会長等を解任しなければならない。
- 4 第 1 項から第 3 項までの規定は、副会長及び理事の解任について準用する。この場合において「役員会」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(役員選解任の認可)

第 15 条 役員選任及び解任については、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第 16 条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第 17 条 本協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合は、監事が本協会を代表する。

(代理人の選任)

第 18 条 会長は、理事又は本協会の職員のうちから、本協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第 4 章 役 員 会

(役員会)

第 19 条 本協会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長及び理事（以下「構成員」という。）をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の権限)

第 20 条 次の各号に掲げる事項については、役員会の議決を経なければならない。

1. 業務方法書の作成及び変更
2. 事業計画及び収支予算の作成及び変更
3. 決算報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）の作成
4. 給与及び退職手当の支給の基準の作成及び変更
5. 前各号に掲げるもののほか、本協会の業務の運営に関する重要事項

(役員会の招集及び議事)

第 21 条 役員会は、会長が招集する。

- 2 副会長及び理事の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を示して、会長に請求があったときは、会長は、速やかに、役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 役員会は、あらかじめ、構成員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。
- 6 役員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

第 5 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 22 条 本協会に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、会長及び 20 人以上 30 人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会に議長を置き、会長をもってこれに充てる。
- 4 議長は、評議員会の会務を総理する。
- 5 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(評議員)

第 23 条 評議員は、会員が選挙区分（会長が評議員会の議決を経て会員の資格の種類等を勘案して定める区分をいう。以下同じ。）ごとに会員（会員が法人である場合には、その代表者又は代理人）のうちから選挙する。

- 2 選挙区分ごとの評議員の定数は、評議員会の議決を経て会長が定める。
- 3 評議員の選挙権は、会員 1 人当たり 1 個とする。
- 4 評議員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 評議員は、再選されることができる。

(評議員会の権限)

第 24 条 この定款の他の条項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更
2. 会費の額及び徴収の方法
3. 加入の拒否
4. 評議員の選挙に関する事項
5. 支部又は出張所の設置及び廃止
6. 事業計画及び収支予算の大綱

2 評議員会は、前項に規定するもののほか、会長の諮問に応じ、本協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、本協会の業務について、会長に対して意見を述べることができる。

(評議員会の招集)

第 25 条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員の4分の1以上から、会議の目的である事項を示して、会長に請求があったときは、会長は、速やかに、評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議事)

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

(役員等の評議員会への出席)

第 27 条 役員（会長を除く。）及び技術委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第6章 技術委員会及び技術委員

(技術委員会)

第28条 本協会に、技術委員会を置く。

- 2 技術委員会は、30人以内の技術委員をもって組織する。
- 3 技術委員会に委員長を置き、技術委員の互選により、これを定める。
- 4 技術委員会の委員長は、技術委員会の会務を総理する。

(技術委員会の権限)

第29条 技術委員会は、会長の諮問に応じ、本協会の業務のうち次の各号に掲げる事項について調査審議する。

1. 高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申に関すること。
 2. 技術上の基準及び規格に係る省令の制定、改廃に関する経済産業大臣への答申に関すること。
 3. 高圧ガスの保安を推進するために必要な技術基準の作成に係る基本方針に関すること。
 4. 前号の技術基準を作成する組織（以下「規格委員会」という。）の設置及び廃止に関すること。
 5. 規格委員会の審議過程の適正性の確認、及び第三号の技術基準の技術的評価に関すること。
 6. 前各号に掲げるもののほか、高圧ガスの保安に関する技術的重要事項
- 2 技術委員会は、前項に規定する事項について、会長に対して意見を述べることができる。

(技術委員)

第30条 技術委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。ただし、規格委員会の委員長については技術委員に任命されなければならないものとする。

第6章の2 規格委員会及び規格委員

(規格委員会)

第30条の2 本協会に、技術基準の分野ごとに規格委員会を置く。

- 2 一の規格委員会は、30人以内の規格委員をもって組織する。
- 3 規格委員会に委員長を置き、規格委員の互選により、これを定める。
- 4 規格委員会の委員長は、規格委員会の会務を総理する。

(規格委員会の権限)

第30条の3 規格委員会は、会長の諮問に応じ、かつ技術委員会の基本方針に基づき、本協会の業務のうち高圧ガスの保安を推進するために必要な技術基準の作成に関することについて調査審議する。

(規格委員)

第30条の4 規格委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。

第7章 顧問及び参与

(顧問)

第31条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、高圧ガスの保安に関し、特別の功労のあった者又は学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、本協会の業務に関する重要事項について意見を述べるものとする。

(参与)

第32条 本協会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、高圧ガスの保安に係る技術に関し学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ、本協会の業務に関する専門的な事項について意見を述べるものとする。

第 8 章 職 員

(職 員)

第 33 条 職員（技術委員を除く。）は，会長が任命する。

第 9 章 業 務

(業務の範囲)

第 34 条 本協会は，第 1 条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

1. 高圧ガスの保安に関する技術基準の作成及び普及を行うこと。
2. 高圧ガスの保安に関する研究開発を行うこと。
3. 前 2 号に掲げるもののほか，高圧ガスの保安に関する調査，研究及び指導を行うこと。
4. 高圧ガスの保安に関する情報の収集及び提供を行うこと。
5. 高圧ガスの保安に関する技術的な事項について経済産業大臣に意見を申し出ること。
6. 法第 27 条の 2 第 7 項（第 27 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 31 条第 3 項並びに液化石油ガス法第 19 条第 3 項，第 37 条の 5 第 4 項及び第 38 条の 9 の講習を行うこと。
7. 法第 20 条第 1 項ただし書若しくは同条第 3 項第 1 号の完成検査，第 22 条第 1 項第 1 号の輸入検査、第 35 条第 1 項第 1 号の保安検査，第 44 条第 1 項の容器検査，第 49 条第 1 項の容器再検査，第 49 条の 2 第 1 項の附属品検査，第 49 条の 4 第 1 項の附属品再検査，第 49 条の 23 第 1 項の試験若しくは第 56 条の 3 第 1 項から第 3 項までの特定設備検査又は液化石油ガス法第 37 条の 3 第 1 項ただし書（第 37 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の完成検査若しくは第 37 条の 6 第 1 項ただし書の保安検査その他高圧ガスの保安に関し必要な検査を行うこと。
8. 法第 39 条の 7 第 1 項（第 39 条の 8 第 2 項において準用する場合を含む。），第 39 条の 7 第 3 項（第 39 条の 8 第 3 項において準用する場合を含む。），第 39 条の 16 第 1 項（第 39 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。），第 49 条の 8 第 1 項（第 49 条の 9 第 2 項及び第 49 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 56 条の 6 の 5 第 1 項（第 56 条の 6 の 6 第 2 項及び第 56 条

の6の22第2項において準用する場合を含む。)の調査を行うこと。

9. 法第56条の6の14第2項の特定設備基準適合証の交付を行うこと。

10. 指定設備の認定を行うこと。

11. 液化石油ガス法第2条第6項の液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

12. 液化石油ガス法第27条第2項の保安機関となるのに必要な技術に関する指導を行うこと(国の委託により行うものを含む。)

13. 法第29条の2第1項若しくは第31条の2第1項又は液化石油ガス法第38条の4の2第1項若しくは第38条の6第1項の規定により、免状交付事務若しくは試験事務又は液化石油ガス法第38条の4の2第1項の免状交付事務若しくは第38条の6第1項に規定する液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行うこと。

14. 削除

15. 高圧ガスの保安に関する教育を行うこと。

16. 前各号に掲げる業務に附帯する業務。

17. 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務であって、経済産業大臣の認可を受けたもの。

2 本協会は、前項の業務を行うほか、当該業務の円滑かつ公正な遂行に支障のない範囲において、経済産業大臣の認可を受けて、次の各号の業務を行う。

1. 高圧ガスの保安に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う設備、機器等の検査、検定、試験等を行うこと。

2. 高圧ガスの保安に関連する業務を実施する法人への出資及び出捐を行うこと。

3. 高圧ガスの保安に関する外国からの依頼に基づく調査、研究、指導並びに情報の収集及び提供を行うこと。

4. 前各号に掲げるもののほか、本協会が行うことが適切であると認められる業務。

(業務方法書)

第35条 本協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第 10 章 会 計

(事業年度)

第 36 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(財 源)

第 37 条 本協会の運営に必要な経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁する。

1. 会費及び負担金
2. 事業収入及び受託収入
3. 賛助金
4. その他の収入

(事業計画等)

第 38 条 本協会は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第 39 条 本協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 本協会は、前項の規定により財務諸表を経済産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添付しなければならない。

(勘定区分)

第 40 条 本協会の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し損益勘定においては収益及び費用を計算する。

2 本協会は、その経理を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

(利益及び損失の処理)

第 41 条 本協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 本協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第 42 条 本協会は、その使用する国家公務員共済組合法第 124 条の 2 第 2 項の継続長期組合員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計規程)

第 43 条 本協会は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

第 11 章 雑 則

(役員等の秘密保持義務)

第 44 条 本協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(公告の方法)

第 45 条 本協会の公告は、官報に掲載して行う。

(規 約)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、本協会の業務の実施に関し必要な事項は、会長が規約で定める。

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、本協会の設立の日から施行する。

(昭和 38 年 11 月 26 日認可)

(経過規定)

2 本協会の最初の評議員の任期は、第 19 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 40 年 3 月 31 日までとする。

3 本協会の最初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和 39 年 3 月 31 日に終わるものとする。

4 本協会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第 34 条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「本協会の成立後遅滞なく」とする。

附 則

この改正は、通商産業大臣の認可を受けた日から実施する。

(昭和 43 年 2 月 27 日認可)

附 則

この改正は、昭和 50 年 8 月 4 日から実施する。

(昭和 50 年 8 月 4 日認可)

附 則

この改正は、通商産業大臣の認可を受けた日から実施する。

(昭和 54 年 6 月 13 日認可)

附 則

(施行期日)

1 この改正は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

(昭和 61 年 9 月 30 日認可)

(経過規定)

2 この改正の施行の際、現に評議員である者の任期は、第 23 条第 4 項の規定にかかわらず、昭和 61 年 12 月 15 日をもって満了するものとする。

3 この改正の施行の際、現に役員である者の任期は、第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、会長及び監事にあつては昭和 62 年 1 月 31 日、その他の役員にあつては昭和 62 年 4 月 30 日をもって満了するものとする。

4 この改正の施行後、最初に選任された評議員の任期は、第 23 条第 4 項の規定にかかわらず、昭和 65 年 3 月 31 日をもって満了するものとする。

附 則

この改正は、高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成 3 年 12 月 24 日法律第 107 号）の施行の日から実施する。

（平成 4 年 6 月 23 日認可）

附 則

この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、改正後の定款第 34 条第 12 号の規定は高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律の公布日から実施する。

（平成 8 年 3 月 29 日認可）

附 則

この改正は、平成 12 年 7 月 1 日から実施する。

ただし、第 4 条第 12 号及び第 34 条第 14 号の改正は平成 12 年 10 月 1 日から実施する。

（平成 12 年 6 月 29 日認可）

附 則

この改正は、平成 13 年 1 月 6 日から実施する。

（平成 12 年 10 月 26 日認可）

附 則

この改正は、平成 17 年 7 月 1 日から実施する。

（平成 17 年 6 月 30 日認可）

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

(経過規定)

2 この改正を実施する際、現に役員である者であって、平成 26 年 6 月 30 日までに任期を満了する者及び平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの間に任期を満了する者にあつては、改正後の定款第 12 条第 3 項本文の「2 年」とあるのは、それぞれ「平成 26 年 6 月 30 日まで」及び「平成 27 年 6 月 30 日まで」とする。

(平成 25 年 6 月 26 日認可)

附 則

この改正は、経済産業大臣の認可を受けた日から実施する。

(令和元年 12 月 25 日認可)

附 則

この改正は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 22 日法律第 74 号）の施行の日（令和 5 年 12 月 21 日）から実施する。

(令和 5 年 3 月 29 日認可)